

横浜共同声明

1. はじめに

- 1.1. 我々、日本国、中華人民共和国及び大韓民国の文化大臣は、第6回日中韓文化大臣会合を2014年11月30日に日本の横浜で開催した。
- 1.2. 我々は、「南通宣言」、「済州宣言」及び「奈良宣言」の精神を継承するとともに、日中韓3か国の協力の枠組みを決定した2012年の「上海行動プログラム」及び協力の内容を更に具体化した2013年の「光州共同コミュニケ」に基づき、3か国間の文化交流と協力が順調に進展していることを確認した。
- 1.3. 我々は、文化交流と協力が3か国の国民間の相互理解及び友好を促進してきたことを再確認するとともに、未来志向の文化交流と協力を確立させることが3か国の文化の向上をもたらし、東アジアの平和と繁栄の礎となるとの認識を共有した。

2. これまでの文化交流事業のレビュー

- 2.1. 我々は、2012年5月に中国・上海にて採択された「上海行動プログラム」及び2013年9月に韓国・光州にて採択された「光州共同コミュニケ」を踏まえ、昨年（2014年）の第5回日中韓文化大臣会合以降、3か国により実施されてきた文化交流分野の実績のレビューを行った。
- 2.2. この間、日中韓3か国における東アジア文化都市関連事業の実施、日中韓芸術祭の実施、日中韓文化芸術教育フォーラムの実施、日中韓国立博物館による共同展の開催など、3か国間における文化交流行事は着実に実施されてきている。

- 2.3. これまでの日中韓3か国における文化交流及び協力の実績を踏まえ、また、2015年に中国で予定される第7回日中韓文化大臣会合における新たな行動計画の策定に向け、我々は以下の分野において協力を推進することを決定した。

3. 東アジア文化都市—地方自治体レベルの交流を推進

- 3.1. 我々は、2014年の東アジア文化都市である日本・横浜市、中国・泉州市、韓国・光州市の3都市により、文化交流事業がこれまで活発に実施されていることを高く評価した。
- 3.2. 2015年以降の東アジア文化都市については、我々は、今後とも原則として毎年3か国から1都市ずつ選定することとした。ただし、各国の事情により年によっては日中韓文化大臣会合の主催国を除くある国がその文化都市を選定できない場合もあり得る。
- 3.3. 我々は、2015年の東アジア文化都市として、日本の新潟市、中国の青島市及び韓国の清州市を選出することを決定した。2014年の東アジア文化都市の経験を踏まえ、2014年、2015年の東アジア文化都市間で活発な交流が行われることを期待する。
- 3.4. 我々は、かかる都市間の交流が3か国の関係深化のみならず、地域が抱える様々な課題の解決に貢献し得る意義に鑑み、3か国の東アジア文化都市を含む諸都市が連携し、社会的課題を文化の力で解決するための知見を共有することの重要性を確認した。
- 3.5. 2014年4月ベトナム・フエにて行われた第6回 ASEAN+3文化大臣会合において議論された東アジア文化都市と ASEAN 文化都市との連携に関し、我々は、日中韓で本件に関する検討を進めた上で、ASEAN 諸国との協議を行っていくこととした。

4. 芸術家の育成と交流の促進

- 4.1. 我々は、伝統芸術・現代芸術・新しいメディアによる芸術の様々な分野において、芸術家の交流を進めること、特に日中韓の将来を担う若い世代の芸術家の育成と交流の意義を改めて確認した。
- 4.2. 我々は、2013年9月27日に光州市で、また2014年9月4日、横浜市で成功裏に開催された日中韓芸術祭が3か国の優れた伝統文化、現代文化芸術を世界に示す貴重な機会であり、今後も日中韓文化大臣会合の主催国において毎年開催していくことを再確認した。
- 4.3. 我々は、他国に自らの文化を紹介するため、一定期間に渡り当該他国に滞在する芸術家及び文化人を派遣することに合意した。日中韓各国は、若い芸術家を含む文化人・芸術家を東アジア文化交流使として派遣する。
- 4.4. 我々は、日中韓3か国の芸術家、特に若手芸術家の交流を奨励する。この文脈で、日中韓で開始した文化芸術教育フォーラムが有益な役割を果たしていることを再確認し、芸術教育の育成分野における芸術家及び教員を含む専門家の訓練について、3か国による協力を引き続き強化していく。

5. 文化施設間の交流

我々は、日中韓3か国の国立博物館館長会議で、災害時の文化財を保護すること、事例紹介と研究者の相互交換による共同研究を推進することを決定したこと、本年9月から11月まで東京国立博物館において開催した三館共同企画特別展を踏まえ、2016年中国の国立博物館における新たな共同企画展示の開催について合意したことを歓迎する。また、3か国のより多くの文化機関が相互に対話・交流することが可能な枠組みを構築することを支持・奨励し、3か国間の人的交流と文化交流の活性化のために努力することとする。

6. 文化遺産の保護・継承に向けた「知」の共有と協力の推進

- 6.1. 日中韓3か国は、幾多にわたる自然災害と目覚ましい経済成長を経験する中であっても、有形・無形の文化遺産を今日まで継承し、人類共通の財産ともいえる豊富な文化遺産を有している。我々は、経済成長と文化遺産の保護との両立を図り、自然災害を乗り越えてきた経験を生かし、世界の国々における文化遺産の保護・継承の取組に積極的に貢献していくことを確認した。
- 6.2. 各国のユネスコのアジア太平洋地域無形文化遺産カテゴリー2センターは、それぞれ人材育成の促進、調査研究の実施、及び情報ネットワークの構築を進め、さらに相互の連携を図ることにより、より高い相乗効果を生むことが可能となる。日中韓3か国は、アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護・継承に効果的に貢献するよう、各センターの活動を支援する。
- 6.3. また、日中韓3か国は、それぞれが有する有形・無形の文化遺産の保護・継承に資する豊かな経験を文化遺産国際協力に関するフォーラム等の場を通じて共有し、優れた取組に関する知見を交換することにより、各国における文化遺産国際協力にフィードバックし、今後、世界の国々における文化遺産の保護・継承により効果的に貢献していくことを確認した。

7. 文化産業分野での協力及び著作権保護の強化

- 7.1 我々は、それぞれに卓越した文化を持つ国家として、次世代の成長原動力の鍵としての文化産業の重要性を再認識した。これまで継続的に開催してきた3か国の文化産業フォーラムの役割を評価し、今後とも、様々な対話の枠組みを通じ、文化産業に関する国際的な行事に3か国の政府機関、公的機関、及び企業が積極的に参加し、交流と協力を継続していくことを決定した。
- 7.2 我々は、文化芸術の振興と文化産業の持続的な成長と発展に不可欠な基盤となる創造的活動と技術的革新における著作権の保護の重要性を再認識した。また、我々は、関連法規を改定することにより、著作権保護と海賊版撲滅を推進

するとともに、正規品の使用と流通環境の改善を通じて、かかる努力を払う必要性に対する認識を向上し、実効的な海賊版対策を実施するために、3か国による協力と交流を引き続き強化していくことを決定した。

8. 政府レベルの対話の強化

我々は、日中韓文化大臣会合が日中韓の文化交流及び協力の推進において果たしている重要な役割を改めて確認するとともに、上述の協力を推進するために、毎年1回の大臣会合のほか、適切なレベルによる会合を実施することにより、文化についての日中韓の対話を一層深化させるよう努めることを決定した。

9. 2015年の大臣会合に向けて

2012年に採択された「上海行動プログラム（2012—2014年）」が本年末に期限を満了させることから、我々は、第7回日中韓文化大臣会合において新たな3か年の行動計画を策定することとした。新たな行動計画は、本共同声明で確定した内容に基づいて制定するものとするほか、

- ・2018年のピョンチャン（平昌）オリンピック・パラリンピック、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた日中韓の文化交流のための共同プログラム、

- ・上海行動プログラムに規定されている、日中韓芸術祭を東アジア域外の国又は地域で開催する実施可能性、及び

- ・相互連携、及び派遣の詳細な時期及びプロセスを含む情報共有による、東アジア文化交流使の推進

を検討事項として織り込むこととする。

10. おわりに

我々は、2015年に中国において第7回日中韓文化大臣会合を開催するこ

とを決定した。第6回日中韓文化大臣会合終了後、事務レベル会合を含む次回大臣会合の準備を開始し、中国は議長国として日中韓文化関連会合の調整を主導することとする。

日本国
文部科学大臣

中華人民共和国
文化部長

大韓民国
文化体育観光部長官
